

大 個 審 第 1 6 号  
( 答 申 第 8 号 )  
平成9年8月27日

大阪府教育委員会 様

大阪府個人情報保護審議会  
会長 佐藤 幸治

教育委員会の保有する個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成9年8月8日付け教セ第21-3号で諮問のあった教育情報ネットワークシステムに係る大阪府個人情報保護条例第8条第3項に規定する通信回線により結合された電子計算機を用いた個人情報の実施機関以外への提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、諮問の内容を適当なものと認めましたので、答申します。

なお、事業の遂行に当たっては、下記事項に留意して、個人情報の保護安全対策に万全の措置を講ずるよう要望します。

#### 記

- 1 本システムの利用に関する要綱や運用規約を利用者に事前に周知し、その掲載内容について、了解を得るよう体制整備を行うこと。
- 2 特に本システムにおいては、未成年の生徒の個人情報を主に取り扱うことから、情報の本人の権利利益の保護にとりわけ配慮するとともに、その運用に際し、情報教育・人権教育の推進に一層努めること。
- 3 諮問時における内容に追加や変更が必要なときは、改めて本審議会に諮問すること。